

(趣旨)

第1条 市は、福島県ふくしま創生総合戦略及び南相馬市第三次総合計画に基づき、市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、福島県と共同して行う福島県移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の区域のうち、条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号))、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号))の指定区域を含む市町村(政令指定都市を除く。)及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。)以外の地域をいう。以下同じ。)から南相馬市に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において南相馬市移住支援事業に係る支援金(以下「移住支援金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付額)

第2条 移住支援金の額は、世帯の申請の場合にあっては100万円、単身の申請の場合にあっては60万円とする。

2 18歳未満の世帯員を帶同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

(対象要件)

第3条 支援金の対象となる者は、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第5号までのいずれかの要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第6号の要件を満たし、移住支援金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)とする。

(1) 移住等に関する要件については、次の全てに該当すること。

ア 移住元については、次の全てに該当すること。

(ア) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

(イ) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏に在住し、雇用保険の被保険者又は法人経営者若しくは個人事業主として東京23区内に通勤していたこと。

(ウ) ただし、東京圏に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

イ 移住先については、次の全てに該当すること。

(ア) 平成31年4月1日以降に南相馬市に転入したこと。

(イ) 移住支援金の交付申請時において、転入後1年以内であること。

(ウ) 南相馬市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他、次の全てに該当すること。

(ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、市町村が認める場合を除く。

(エ) その他市長が移住支援金の対象者として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業については、次のいずれかに該当すること。

ア 一般的な就業については、次の全てに該当すること。

(ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。

(イ) 就業先が、福島県が公開する求人情報掲載用ウェブサイト(以下「マッチングサイト」という。)、又は他の都道府県における同様のマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載している求人情報であり、申請者が当該求人情報に応募して採用されたものであること。

(ウ) 就業する者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。ただし、当該法人が、県内で物品の売買やサービスの提供、住民の雇用等、地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行う場合は、この限りでない。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業者の場合はこれを除く。

(エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて移住支援金の対象法人に就業していること。

(オ) (イ)の求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人情報が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

(カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上継続して勤務する意思を有していること。

(キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 福島県が地方創生推進交付金(デジタル田園都市国家構想)を活用して実施するプロフェッショナル人材事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した専門人材について

は、次の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワーク実施者については、次の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ 移住先でテレワークにより勤務する(原則、通勤しない)こととし、かつ、週20時間以上テレワークを実施すること。
- ウ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) 関係人口については、市や地域の人々と関わりを有する者のうち、市が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次の全てに該当すること。

- ア 本事業における関係人口の対象範囲において、次の要件のいずれかに該当すること。
- (ア) 福島県、市又は市の関係団体が主催した移住関連イベントに参加した者
- (イ) 市の南相馬市サポーター制度に登録している者
- (ウ) 市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している者
- (エ) 多拠点で生活しており、市を拠点の一つとしている者
- (オ) 親族が本市に居住している者
- (カ) 本市にふるさと納税をしたことがある者

イ 就業において、次のいずれかに該当すること。

- (ア) 福島県内の企業に就業し、かつ、次の要件の全てに該当すること。
 - (a) 週20時間以上の無期雇用契約であること。
 - (b) 就業してから5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - (c) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (イ) 福島県内で新規に起業し、開業の届出をしていること。
- (ウ) 福島県内で就農していること。ただし、将来的な就農のための研修等を含む。

(5) 起業については、福島県が県実施要領に従い実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

(6) 世帯については、次の全てに該当すること。

- ア 移住元において、申請者を含む2人以上の世帯員が、原則、住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- イ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員が、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に南相馬市に転入したこと。
- エ 移住支援金の交付申請時において、申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、転入後1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 申請者は、次の各号の区分に応じて当該各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 移住支援金交付対象者登録の届出

就業者(前条第1号及び第2号並びに2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者)をいう。以下同じ。)にあっては、マッチングサイトに掲載された求人の法人等に就業した日からおおむね3か月以内に、テレワーク実施者(前条第1号及び第3号、2人以上の世帯にあっては同条第6号に定める要件を満たす者)をいう。以下同じ。)及び関係人口(前条第1号及び第4号、2人以上の世帯にあっては同条第6号に定める要件を満たす者)をいう。以下同じ。)にあっては、転入日からおおむね3か月以内に、起業者(前条第1号及び第5号並びに2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号に定める要件を満たす者)をいう。以下同じ。)にあっては、福島県の起業支援金の交付決定後速やかに南相馬市移住支援金交付対象者登録届出書(様式第1号)を提出すること。

(2) 移住支援金交付申請

申請者は、就業者にあっては、移住支援金の対象法人(以下「対象法人等」という。)に就業した者であって、かつ、南相馬市への転入後1年以内に、テレワーク実施者及び関係人口にあっては、南相馬市への転入後1年以内に、起業者にあっては、福島県の起業支援金の交付決定日から1年以内であって、かつ、南相馬市への転入後1年以内に、南相馬市移住支援金交付申請書兼実績報告書(様式第2号)に加え、前条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号から第5号のいずれかを満たすとともに、2人以上の世帯の場合にあっては同条第6号の要件に該当することを証する次の書類を添えて、市長に提出すること。

ア 交付申請時に必要となる書類

- (ア) 身分証明書(提示により本人確認ができる書類)
- (イ) 移住元の住民票の除票の写し(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類)
- (ウ) 移住支援金の振込先の預金通帳、又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・本支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)を確認できるものに限る。)

イ 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者

- (ア) 東京23区で勤務していた企業等の退職証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

(イ) 離職票等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

ウ 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人経営者

- (ア) 開業届出済証明書等(移住元での在勤地を確認できる書類)

(イ) 個人事業等の納税証明書等(移住元での在勤期間を確認できる書類)

エ 東京23区以外の東京圏から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者

- (ア) 卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

(イ) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)

オ 前条第2号、同条第3号及び同条第4号における就業の場合は、就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第3号の1、様式第3号の2、様式第3号の3又は様式第3号の4)

カ 関係人口の対象範囲に該当する場合は、南相馬市関係人口申出書(様式第4号)

キ 関係人口の起業等の場合は、開業届等、福島県内で起業したことが確認できる書類

ク 関係人口の就農の場合は、就農したことが確認できる書類

ケ 起業者の場合は、福島県の起業支援金の交付決定通知書

コ 世帯向けの金額を申請する場合は、移住元の住民票の除票の写し

(交付決定の通知)

第5条 市長は、ふくしま移住支援金給付事業補助金の交付決定を受けた場合において、前条第2号の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適當と認めるときは、速やかに南相馬市移住支援金交付決定兼確定通知書(様式第5号) (以下「交付決定通知書」という。)により、当該申請者に通知する。

2 審査の結果、移住支援金の交付を不適當と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、南相馬市移住支援金交付申請却下通知書(様式第6号)により、申請者に通知する。

(交付申請の取下げ)

第6条 前条第1項の規定により交付の決定を受けた者は、当該交付決定後に事情変更が生じた場合には、南相馬市移住支援金交付申請取下届(様式第7号)により、交付申請を取り下げができる。

(支援金の交付)

第7条 移住支援金の交付は、第5条第1項の規定により移住支援金の交付決定を受けた者からの南相馬市移住支援金交付請求書(様式第8号)の提出による請求に基づき行うものとする。

(報告及び立入調査)

第8条 市長は、南相馬市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、南相馬市移住支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(申請者の報告)

第9条 申請者は、第4条第2号の交付申請をした後、又は第5条第1項の交付決定の通知があった後であっても、次条に規定するいずれかの事由に該当する場合は、速やかに申し出るものとし、市長の請求があった場合は、移住支援金の返還をしなければならない。

(交付決定の取消し及び返還請求)

第10条 市長は、移住支援金の交付を受けたものが、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、第5条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し、当該各号に定める割合の返還を、南相馬市移住支援金返還請求書(様式第9号)により期限を定めて請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、本人の病気その他やむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けた場合

イ 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合

ウ 就業者にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 福島県の起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに支援金の交付決定がなされた支援金の交付については、第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則(令和2年3月25日告示第73号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和元年12月20日以降に転入した者から適用し、令和元年12月19日以前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月26日告示第95号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年5月17日告示第124号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年3月28日告示第107号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月26日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月22日告示第117号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の南相馬市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

附 則(令和7年8月28日告示第149号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

届出年月日 年 月 日

南相馬市長様

南相馬市移住支援金交付対象者登録届出書

南相馬市移住支援金交付要綱第4条第1号の規定に基づき、移住支援金の交付対象者として登録の届出をします。

1 届出者欄(※下記欄に記入してください)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 登録事項

(1) 移住した日(※下記欄に記入してください)

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください(届出日ではありません)。
-------	-------	--------------------------------

(2) 移住支援金の内容(※該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の届出者は含まない)	人
移住支援金の種類	就業	テレワーク	関係人口	起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の届出者は含まない)	人	左記のうち、18歳未満の家族の人数(1の届出者は含まない)	人	

①就業者(※マッチングサイト登録法人へ又は専門人材として就業した場合に記入してください)

就業年月日	年 月 日
就業先事業者名	
就業先事業者所在地	〒

②関係人口(※関係人口で就業又は起業した場合に記入してください)

就業年月日又は開業届出年月日	年 月 日	就業	起業
----------------	-------	----	----

※就農の場合、農業法人等に就職した場合は「就業」に、独立就農した場合には「起業」に○を付けてください

③起業者(※起業支援事業により起業支援金の交付決定を受けた場合に記入してください)

起業支援金交付決定年月日	年 月 日
--------------	-------

(裏面に続く)

3 確認事項（※該当する欄に○を付けてください）

届出日から 5 年以上継続して、福島県南相馬市に居住する意思について	<input type="checkbox"/>	A. 意思がある	<input type="checkbox"/>	B. 意思がない
------------------------------------	--------------------------	----------	--------------------------	----------

※上記、確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
～	〒
～	〒
～	〒
～	〒
～	〒

5 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	(勤務先等の住所)
～	〒
～	〒
～	〒
～	〒
～	〒

※申請には通算 5 年以上の東京 23 区への在住又は東京圏から東京 23 区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京 23 区へ通学していた後に東京 23 区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京 23 区への在勤後、移住前に東京 23 区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 添付書類（※以下の書類を添付してください）

南相馬市移住支援金に係る同意書兼誓約書（第 1 号様式の別紙 1）

【県・市町村確認欄】 ※届出者は記入しないこと

管理コード（福島県）	
管理コード（○○市町村）	

◇移住元の住所及び就労状況

	確認事項	確認欄
①	住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算 5 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏（※）に在住し東京 23 区に通勤していた	
②	住民票を移す直前に、連続して 1 年以上、東京 23 区に在住又は東京圏に在住し東京 23 区に通勤していた	
③	（関係人口の場合のみ） 移住元において、本市（町村）の関係人口であった	

（※）埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（条件不利地域を除く。）

(様式第1号の別紙1)

南相馬市移住支援金に係る同意書兼誓約書

1 誓約事項

- 支援金の交付申請から5年間は、南相馬市に居住し就業先に勤務する。
- 支援金の交付申請から5年間は、住所または就業先に変更があった場合、南相馬市から転出した場合その他支援金の要件を満たす資格を喪失した場合には、すみやかに市長にその旨を報告する。
- 上記の場合、南相馬市移住支援金交付要綱の規定に基づき、支援金の全部または一部を返還する。
- 3親等以内の親族が、就業先の役員に就いていない。
- 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力の構成員または反社会的勢力と関係を有するものがいない。

2 同意事項

- 個人情報について、南相馬市移住支援交付事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供すること。
- 世帯の構成員が暴力団員でないことを福島県警察本部へ照会すること。
- 市長が報告・調査等が必要と認めるときは、これに協力すること。

南相馬市移住支援金の対象者登録届出にあたり、以上について誓約及び同意します。

年 月 日

南相馬市長

住所
氏名

様式第2号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

申請年月日

年 月 日

南相馬市長

南相馬市移住支援金交付申請書兼実績報告書

南相馬市移住支援金交付要綱第4条第2号の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄(※下記欄に記入してください)

フリガナ		性別	生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒		
電話番号		携帯電話	
メールアドレス			

2 移住した日

移住年月日	年 月 日	→住民となった日を記入してください(届出日ではありません)。
-------	-------	--------------------------------

3 移住支援金対象内容(※該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯			
移住支援金の種類		就業		テレワーク		関係人口	起業
世帯の場合は同時に移住した家族の人数(1の申請者は含まない)			人		左記のうち、18歳未満の家族の人数(1の申請者は含まない)		人

4 確認事項(※該当する欄に○を付けてください)

申請日から5年以上継続して、福島県南相馬市に居住する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(就業・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある	B. 意思がない
(マッチングサイト登録求人への就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
上記でB.を選択した場合(就職先の法人の状況)		A. 地域経済の発展等に寄与する行為を行っている	b. 地域経済の発展等に寄与する行為を行っていない
(テレワークの場合のみ記載) 福島県南相馬市への移住の意思について		A. 自己の意思である	B. 所属先企業等からの命令である
(関係人口の場合のみ記載) 移住元に居住していた際の福島県南相馬市との関わりについて		A. 関係人口であった	B. 関係人口ではなかった

※上記、各種確認事項のB.に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

5 移住元（転入前）の住所（※東京23区又は東京圏での在住履歴を記入）

期間	住所
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

6 東京23区での就労履歴（※東京圏から東京23区への就労者に該当する場合のみ就労履歴を記入）

期間	就労先（勤務先等の住所）
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒
年 月 日 ～ 年 月 日	〒

※申請には通算5年以上の東京23区への在住又は東京圏から東京23区への在勤期間が必要であり、当該在住期間と通勤期間は合算することができます。

※東京23区へ通学していた後に東京23区内の企業等へ就職した場合には、通学期間も通算できますので記載してください。

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

7 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ記入）

勤務先 企業等・部署名			
勤務部署住所	〒		
勤務先へ行く (出勤する) 頻度	回程度／週・月・年（選択）		行くことはない
	その他（右に具体的 に記入）		

8 移住支援金交付申請額（※申請する金額を記入してください）

金 円 うち、子育て加算 円 × 人

(2／3頁)

9 申請者の口座情報（※下記欄に記入又は該当するものに○をつけてください。）

金融機関名		銀行・信用金庫 農協・信用組合
本・支店名		
口座種別	普通	・ 当座
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

10 添付書類（※下記の書類を添付してください）

- ① 南相馬市移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い（様式第2号の別紙1）
- ② 南相馬市移住支援金の交付申請に関する誓約事項（様式第2号の別紙2）
- ③ 【就業の場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号の1）
- ④ 【テレワークの場合】就業先が交付した就業証明書（移住支援金の申請用）（様式第3号の2）または（様式第3号の3）
- ⑤ 【関係人口の場合】

- ⑤-1 南相馬市関係人口申出書（様式第4号）
- ⑤-2 移住先における就業（様式第3号の4）、就農、起業等が確認できる書類

- ⑥ 【起業の場合】起業支援金交付決定通知書

- ⑦ 移住元における在住の証明書類（戸籍の附票の写し、住民票の写し等）

※世帯の場合は、移住元（転入前）において同一世帯であったことが確認できること

- ⑧ 【該当者のみ】移住元における就労・修学の証明書類（※以下の書類）

【雇用保険の被保険者として雇用されていた者】

- ⑧-1 移住元で就業していた企業等の退職証明書等
- ⑧-2 雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類（離職票等）

【法人経営者又は個人事業主であった者】

- ⑧-3 開業届出済証明書その他移住元での事業所所在地を確認できる書類
- ⑧-4 個人事業等の納税証明書その他移住元での事業所開設期間を確認できる書類

【修学していた者】

- ⑧-5 移住元で修学していた大学等の卒業証明書等

※通学していた者については、併せて移住元で就労していたこと等の証明が必要です。

【県・市町村確認欄】 ※申請者は記入しないこと

管理コード（福島県）			
管理コード（南相馬市）		窓口での本人確認書類	

(様式第2号の別紙1)

南相馬市移住支援事業（移住支援金）に係る個人情報の取扱い

南相馬市が、移住支援金に係る私の個人情報について、福島県移住支援事業の実施のために、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び福島県その他の都道府県において実施する移住支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、福島県、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

南相馬市長

申請者住所

署名

(様式第2号の別紙2)

南相馬市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

私は、移住支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

【誓約事項】

- 1 南相馬市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、福島県及び南相馬市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 南相馬市移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を返還します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した県内市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額

年 月 日

南相馬市長

申請者住所

署名

様式第3号の1(第4条関係)

様式第3号の1 (第4条関係)

就業証明書（移住支援金の申請用）（マッチング支援事業・専門人材）

年 月 日

南相馬市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業年月日	年 月 日
応募受付年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約
勤務者と代表者又は取締約などの経営を担う者との関係(○を付ける)	・3親等以内の親 族に該当しない ・3親等以内の親族に該当するが、当法人は地域経済の発展や地域活性化等に寄与する行為を行っている
マッチングサイト 求人管理番号(※2)	
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び南相馬市の求めに応じて、福島県及び南相馬市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

(※2) 福島県以外の都道府県のマッチングサイトに掲載している法人の場合は、当該マッチングサイトの掲載情報等を証明する資料を添付してください。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)

	申請日時点で、就業が継続していることを確認している。
--	----------------------------

様式第3号の2(第4条関係)

様式第3号の2 (第4条関係)

就業証明書（移住支援金の申請用）（テレワーク）

年 月 日

南相馬市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

福島県移住支援事業（移住支援金）に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、
(※1) 福島県及び南相馬市の求めに応じて、福島県及び南相馬市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄（申請者等は記入しないでください。）

	移住前から同企業等に所属していることを確認している。
	申請日時点で、移住元での業務を引き続きテレワークにより行っていることを確認している。

様式第3号の3(第4条関係)

様式第3号の3 (第4条関係)

年 月 日

南相馬市長

申請者名

居住地

就業時間の証明書（移住支援金の申請）（テレワーク）（個人事業主・フリーランスの方向け）

下記のとおり事実であることを証明します。

記

就労開始日	年 月 日					
就労時間 (固定就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)				
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日				
	平日 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
	土曜 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)		
日祝 時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)			
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 時間 (うち休憩時間 分)				
	就労日数	<input type="checkbox"/> 月間 <input type="checkbox"/> 週間 日				
	主な就労時間帯	時 分	～	時 分	(うち休憩時間 分)	
就労実績 (直近3か月)	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月	年 月 日/月、 時間/月			
特記事項（備考）						

様式第3号の4(第4条関係)

様式第3号の4 (第4条関係)

就業証明書 (移住支援金の申請用) (関係人口)

年 月 日

南相馬市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名(※1)	
勤務者住所	〒
勤務先所在地	〒
勤務先電話番号	() -
就業年月日	年 月 日
雇用形態	週20時間以上の無期雇用契約

(※1) 福島県移住支援事業(移住支援金)に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、福島県及び南相馬市の求めに応じて、福島県及び南相馬市に提供することについて、勤務者本人の同意を得ています。

※市町村確認欄(申請者等は記入しないでください。)	
	申請日時点で、就業が継続していることを確認している。

様式第4号(第4条関係)

様式第4号(第4条関係)

年 月 日

南相馬市長

南相馬市関係人口申出書(移住支援金申請用)

南相馬市移住支援金交付要綱第3条第4号における関係人口である旨を下記のとおり申し出ます。

1 申出(申請)者欄(※下記欄に記入してください)

フリガナ		性別	生年月日		
氏名			年 月 日		
住所	〒				
電話番号		携帯電話			
メールアドレス					

2 関係人口の要件(※該当する欄に○を付けてください)

①	福島県、南相馬市、又は南相馬市の関係団体が主催又は参加した移住関連イベントに参加した。 ※下記にイベント開催年月日、名称を記載してください。					
	イベント名称		開催日	年	月	日
②	南相馬市が運営する会員制の団体(ファンクラブ)等に登録している					
③	南相馬市内で地域づくり活動や地域活性化の活動に参加している。 ※活動期間、団体名について下記に記載してください。					
	活動期間	年 月～ 年 月(現在)	活動の 主催団体等			
④	多拠点で生活しており、南相馬市を拠点の一つとしている。					
⑤	親族が南相馬市に居住している。					
⑥	南相馬市にふるさと納税をしたことがある。					

※上記①～⑥の要件を満たすことが確認できる書類等を併せて提出してください。

【県・市町村確認欄】 ※記入しないこと

管理コード(福島県)	
管理コード(南相馬市)	

様式第5号(第5条関係)

番号
年月日

様

南相馬市長

南相馬市移住支援金交付決定兼確定通知書

南相馬市移住支援金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり移住支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金 _____ 円

(備考)

- 1 南相馬市は、南相馬市移住支援金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める金額を請求します。
 - (1) 虚偽の申請又はその他不正の手段により移住支援金の支給を受けたことが明らかになった場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年に満たない期間において、移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (3) 就業者にあっては、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (4) 起業支援事業の交付決定を取り消された場合：支給を受けた移住支援金の全額に相当する額
 - (5) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した南相馬市から転出した場合：支給を受けた移住支援金の半額に相当する額
- 2 南相馬市は、南相馬市移住支援金交付要綱の規定に基づき、南相馬市移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

- 3 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について、
 - ・この通知書は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について、
 - ・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
 - ・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

（事務担当： ）

様式第6号(第5条関係)

番号
年月日

様

南相馬市長

南相馬市移住支援金交付申請却下通知書

年月日付けで申請のありました移住支援金の交付につきましては、
下記の理由により却下します。

記

却下理由

※却下理由は、南相馬市移住支援金交付要綱第3条(対象者要件)に定める要件を
満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は具体的な理由を記入
するものとする。

(事務担当：)

様式第7号(第6条関係)

年 月 日

南相馬市長

住所
氏名
電話番号

南相馬市移住支援金交付申請取下届

南相馬市移住支援金の交付決定兼確定通知を受けた下記事業について、南相馬市移住支援金交付要綱第6条の規定に基づき、申請を取り下げます。

記

1. 事業の名称
2. 交付決定額
3. 交付申請取下げ理由
4. その他

様式第8号(第7条関係)

年　月　日

南相馬市長

住所
氏名
電話番号

印

南相馬市移住支援金交付請求書

年　月　日付け 第　号で交付決定した南相馬市移住支援金の交付について南相馬市移住支援金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農業協同組合 労働金庫	支店
口座番号	(普通)	
口座名義(フリガナ)		※本人名義に限る

様式第9号(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

南相馬市長

南相馬市移住支援金返還請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定した南相馬市移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すことにしたので、南相馬市移住支援金第10条の規定により返還を請求します。

1 支援金交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

別添の納入通知書により返還期日までに南相馬市指定金融機関へ納入してください。

(事務担当：)